**医療介護情報引継ぎシートについて**

**１　作成目的**

患者が転院を繰り返すうちに、看護サマリ等を記入する人によって情報が取捨選択・分断され、在宅復帰や施設入所時点では、症状の経過が十分に把握できないことがあります。

そこで、これまでの入院先や入院の原因となった疾患等の患者情報を引き継ぐとともに、患者の受け入れ先や在宅復帰時のかかりつけ医、ケアマネジャー、訪問看護ステーション・訪問薬剤指導を実施する薬局等が、療養や治療上必要な情報を円滑に取り寄せることができるような仕組みとして、医療介護情報引継ぎシート、ガイドラインおよびQA集を作成しました。

**２　対象者**

以下の２条件を満たした者

①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている者

（要介護・要支援の認定を申請中または申請予定の者も含む。）

②入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、転院が予定される者

**３　作成者（記入者）**

入院先の地域連携室等

**４　医療介護情報引継ぎシートについて**

医療介護情報引継ぎシートは、転院を繰り返す患者の情報が途切れないようにするためのシートです。

転院の際、それぞれの病院の看護サマリ・診療情報提供書とともに、医療介護情報引継ぎシートと、在宅時の様子がわかるもの（入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれか）を引き継いでいくことを想定しています。転院を受け入れた病院にとって、在宅時の様子がわかるため、在宅復帰や施設入所への移行が円滑になり、より質の高いケアを患者へ提供することができるようになることが期待されます。

また、医療介護情報引継ぎシートとともに送られてきた情報以外の患者情報が必要となった場合は、患者本人または家族からの同意に基づき、医療介護情報引継ぎシートに記載された連絡先に情報の提供を依頼することができるようになっています。このことにより、情報の取り寄せが容易になり、在宅復帰や施設入所後の介護保険のケアプラン作成や、在宅療養に役立てていただき、患者に寄り添った支援につなげることが期待されます。

**５　同意確認について**

神戸市では、神戸市個人情報保護条例に基づき、本人の同意があるときであれば情報の収集・提供をしてもよいこととしています。

本人の同意とは、「文書又は口頭による個別具体的な意思表示」であり、本人が意思疎通できない場合などに家族が同意したなどの「客観的に本人の同意があったとみなし得る場合」も含みます。（神戸市個人情報保護条例 第7条2(2)及び第９条(2)、個人情報保護制度の手引き 第１解釈・運用編 第７条第２項第2号及び第９条第３項第2号より）

医療介護情報引継ぎシートには①病院→②病院、②病院→③病院、③病院→在宅へ情報を引き継ぐ際にご利用いただけるよう、チェック式の「同意確認」欄を設け、本人の同意を得ていることが確認できるようにしています。

例：①病院から②病院へ情報を引き継ぐ場合

→①病院が、文書や口頭で本人・家族の同意を得て、引継ぎシートの同意欄にチェックをする。

→本人・家族の同意があるので、①病院は情報の提供ができる。

→本人・家族の同意があるので、②病院は情報の収集ができる。

このように、①病院、②病院、③病院のそれぞれにおいて、患者本人または家族に個人情報の取扱いに関する同意を取り、同意確認欄にチェックを入れて医療介護情報引継ぎシートを引き継ぐことで、③病院が①病院の情報が必要となった場合には、シートに記載されている①病院に必要な資料について問い合わせることが可能になります。

**５　その他**

シートには①～③病院の欄を設けておりますが、すべての欄を使用する必要はなく、①②病院を経て介護老人保健施設等に入所となった場合は、在宅扱いとし、医療介護情報引継ぎシートの【在宅】欄に記入します。反対に、３回以上の転院により、①②③病院欄のみでは足りなくなった場合は、様式の①～③の数字を適宜書き換えて利用します。